

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 昭和二十六年厚生省令第四号 (抄)

改正後	改正前
<p>別表第一 (第四条の二関係)</p> <p>毒物</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) (122) (略)</p> <p>(123) 三―プロモ― (三―クロロピリジ―ニ―イル)―N― [四―シアノ―ニ―メチル―六― (メチルカルバモイル) フェ ニル]―H―ピラゾール―五―カルボキサミド (別名シアン トラニプロール) 及びこれを含有する製剤</p> <p>(124) (146) (略)</p> <p>十二〇六十七 (略) (毒物)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係)</p> <p>毒物</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) (122) (略)</p> <p>(123) (145) (略)</p> <p>十二〇六十七 (略) (毒物)</p>

(傍線の部分は改正部分)